

杭州日本租界について

大 里 浩 秋

はじめに

本稿で取り上げる杭州日本租界は、日清戦争後、一八九五年に結ばれた下関条約で、日本が開港を要求して中国(当時は清国)に認めさせた四港のうちの一つとして、杭州城外(今の言葉でいえば、杭州市郊外)拱宸橋付近に設置されたものだった。周知のごとく、一八四〇〜四二年のアヘン戦争後の南京条約により、イギリスが広州、厦門、福州、寧波、上海と、東海岸沿いの五港の開港を認めさせたのを皮切りに、

列強は中国との戦鬪に勝利するたびに開港場を増加させていき、五七年の天津条約では、漢口、九江、南京など十港を、また六〇年の天津条約では、天津の開港を認めさせた。何ゆえ日本が下関条約で「沙市、重慶、蘇州、杭州」四地を選んだのかについては、それをうまく説明する資料を探し当てていないので、のちの課題として残すしかないが、すでに列強が上海、漢口等での租界運営を開始していたから、その周囲でいまだ列強が手をつけていない、通商の発展が見込める都市、特に長江流域かそれに近い交通の要所を選んだものと

推測できる。

さて、下関条約が締結されるや、四つの都市をどのように開港させるかが、次に煮詰めるべき交渉課題となった。まず、基本的な問題として、日本側は、単独の租界（日本専管租界）を設けることを主張したのに対し、中国側はそれに反対し、特に杭州においては、同じ浙江省の寧波で実施している通商場方式を採用すべきだと主張して譲らなかつた。寧波では、南京条約締結後まもなく一八四四年からイギリス人が余姚江北岸に住み始め、やがてそこが英、仏、米三国人の居住区域となつていったが、三国間のけん制も手伝つて各国の租界を作るまでには至らず、その地域の警察権を不完全ながらも中国側が握る運用方式が形成されたのであつた。つまり、中国側としては、自らの主権を一定程度は行使できる前例としての寧波方式をもつて、租界、即ちその地域の行政、警察権を外国人に握られてしまう土地の管理方式に極力反対したのであるが、交

渉は、上海等における英、仏等のやり方をよしとする戦勝国日本の主張が通ることになり、四地での専管租界の設置の運びとなつたのである。

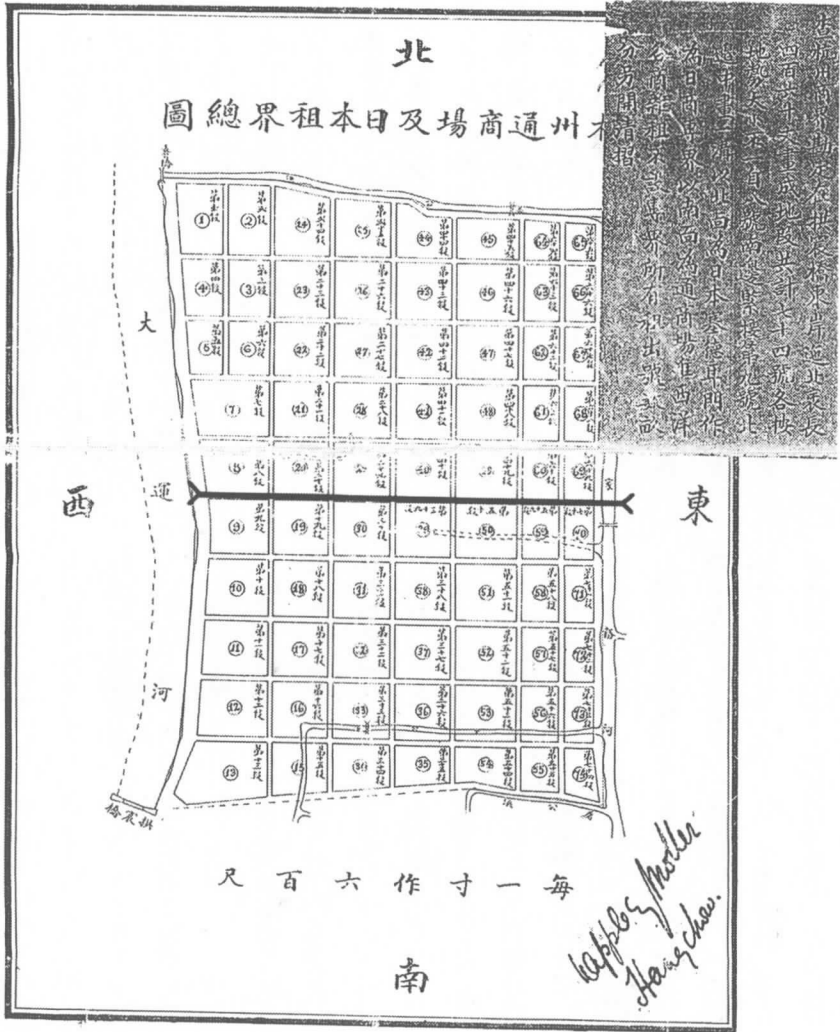
次に、租界を具体的にどこに設定するかの問題であるが、杭州についていうと、最終的に決まつたのは、城内から北に十キロほど離れた拱宸橋に置くことであつた。そこに落ち着くまでには、中国側にいくつかの思惑があつたようである。何揚鳴氏らの説に従うと⁽¹⁾、日本側としては当初、拱宸橋よりもそこから西南一・五キロの地点にあつて昔からの商業区に近い大関の方がよいと主張したが、中国政府としては、下関条約で中国内陸の四港を開くことに同意したことを、国を挙げて反対されたため、外国勢力が内陸深く入りこむのを防ぐ意味もあつて、杭州城内あるいは商業が発展している地区の近くに租界を設けることはできない相談であつた。といつて、あまり遠く離れた辺鄙な場所だと、通商の意味を無くして日本が受け入れ

ないであろうと考え、そこで、城内から特別遠くはなく、かつ大運河（隋代に開削された天津から杭州まで通じる運河、以下運河と略称）沿いにあることで、貨物の水陸輸送の便がよい拱宸橋を候補に挙げたのだとする。さらには、そこは人家が少ないことから、日本人が入ってきてても現地の住民ともめることは多くはないだろうというのも、中国側が白羽の矢を立てた理由だった。日本側としても、城内からは離れているものの運河沿いにあるから交通の便は悪くないというので、そこに置くことに同意したのであつたらう。また、この交渉と並行して、日本租界と隣り合わせて各国通商場が置かれることになり、両者の境界には溝を掘ることにした。日本租界の周囲は北側に長公橋河が流れ、西側に運河、東に陸家務河があつて、さらに南は通商場との境に溝ができるとなると、将来租界を拡張したいとなつても地形的に阻止できるというのが中国の思惑の一つだった（次ページの見取り図を参照のこと）。

こうして一八九六年九月二七日に交渉が決着して、日本の杭州租界の運営が始まるのであるが、下関条約の締結から租界が実際にスタートするまでの交渉過程については、日中双方の関連資料を検討しつつ、別の機会に改めて論じることにした。

以下小論では、杭州日本租界がその後どんな展開をたどつたのかを、主として『外務省警察史』支那ノ部、在杭州領事館』によつて見ていく（以下『外務省警察史』と略称。またこの資料の利用、引用については、以後一々注記しない。引用は原文のカタカナをひらがなに、漢字の旧字体を新字体に直し、適宜句読点を加える）。但し、結論的にいえば杭州の日本租界は一貫して経済的に発展をみることなく終わったことから、租界のみの記述では杭州における日本人の存在をいかほどにも明らかにすることができないので、城内や通商場の動きともあわせて見ていくことにする。そして、こうした作業によつて、杭州日本租界、さらには、明治以降

杭州通商場及日本租界總圖 (2)



—<の北側が日本租界、南側が各国通商場である (—<は大里が加えた)。

一九四五年の敗戦までの日本人の杭州との関わりを考えていく第一歩としたい。

杭州日本租界のたどった道

a. 開設十年、租界に期待したこと

日本政府が杭州に領事館を開設したのは、一八九六（明治二九）年三月三十一日のことだった。といって、あらかじめそのための建物が用意されていたわけではなく、落合領事事務代理が速水書記生を伴って上海から船で杭州武林門外新碼頭に到着し、迎えた杭州側の役人がとりあえず洋務局内に住居を構えるよう勧めるのを、体面に関わることを断り、三日間船に留まるうちに、領事館として使える家屋を探そうとしたが見つからなかったため、城内のある旅館に落ち着くことにして、船からそこに移ったのが三月三十一日なのであった。その後いつになつて領事館独自の建

物を借りることができたかは不明ながら、数年後の記録に載る領事館の住所は「石頭児二号」で、城外とはいえ拱宸橋よりはかなり城内に近い西湖畔にあつて、一九四五年の敗戦時までそこに置かれた。着任した頃にはすでに拱宸橋に租界を置く話が進んでいたにもかかわらず、そこに領事館を据えることは考えず、その後も考えなかったのである。

同（一八九六）年四月、外務省は、天津、芝罘、上海、厦門、沙市、重慶、蘇州等すでに日本領事館が置かれていた所には、「在留の帝国臣民保護並に取締の為」に警部一名（上海は二名）を在勤させることにし、杭州には五月十八日に内藤が赴任し、彼の下に働く「巡役」として三人の中国人を雇っている。一八九七（明治三〇）年十二月末、つまり領事館開設一年半後の杭州に留の日本人は五人、内訳は「官公吏」（警部を含む領事館員、の意であろう）が四人、「内外人被傭人」（具体的な仕事は不明）が一人で、後者がどこに住んでい

たかは明らかでないものの、この時点では租界には誰も住んでいなかったと推量される。

ところで、一九〇七（明治四〇）年十一月に外務省通商局が発行した『清国事情』第二輯、第六巻杭州には、明治三九年九月一七日付けの領事高洲太助の報告が載っていて、開設十年後の杭州租界の状況を知ることが出来る。それによると、明治二九年の取り決めにより、七百十八畝の借地を得たが、そのうち日本人がすでに租借したのは百六十七畝で、なお五百五十一畝が未借地となっており、租借した土地も大部分は家屋の建設に取り掛かっておらず、「一望の草野に委せられ」ており、ただ日本の郵便局、領事館出張所と大東汽船会社所属の倉庫一棟があるのみだった。つまりこの十年間のうちに郵便局を開設して担当者をそこに駐在させ、領事館が租界以外の場所にあることから租界にも何らかの施設を置く必要があつて出張所を置いたのだが、出張所には常駐者がいたわけではないから、

この時点ではせいぜい一〜二名の日本人しか住んでいなかったのである。これに比して、租界に隣接する各国通商場はほぼ全てが中国人を含む各国人の名義で租借されており、道路や橋は中国側が造り、洋風の税関理事府の建物が建てられ、大馬路、裡馬路には茶館、劇場、飲食店、西洋雜貨店等いろいろできていて、日本人を含む少数の外国人の他は中国人が住んでいた、日本人でそこに住む者は男二十六名、女十二名の計三十六名だった、という。日本租界と通商場の利用状況の差は歴然としており、日本人でさえわが租界を敬遠していたことを知るのである。といつて、各国通商場が開発されていった理由が、西洋諸国から人が多く入つていったことにあるのではない。この高洲報告によれば、杭州在住の西洋人のほとんどが布教の為にいるとのことであるから、通商場において交易に従事する西洋人はいても少数であり、むしろ通商場の繁栄を当てこんで入つてきた中国人によつて各種の店ができて

いったと捉えることができよう。また同報告は、杭州に住む日本人は全部で九十六名おり、内訳は「官吏及其家族」七名、「清国雇員及其家族」十九名、「商業」五十名（家族を含んだ数字であろう）、「医師及学生其他」が二十名と書いている。通商場に三十六名住む以外に日本人がどこに住んでいるかの記載はないが、先に見たごとく租界には一〜二名程度、それに城外の別の場所に住む領事館関係者が数名として、それらを差し引いた五十名程が城内に住んでいたであろうと推測しておく。また、後の同種統計から推して、通商場に住む三十六名は商業関係者であり、城内に住むのは残りの商業関係者十四名と清国雇員、医師、学生、その他と考えていいであろう。

なお、この高洲報告には、日本が何を期待して杭州に租界を作ったか、あるいは、租界を作った後にその開発にどんな展望を持っていたかを伺うに足る作文が含まれている。「本邦人の着眼すべき事業」と題し

た第七章がそれにあたるが、そこには、杭州で日本人が取り組むべき点を七つ上げている。主なもの二つを拾うと、まず商業地としての杭州の価値が高いことに注目すべきだとする。杭州は、浙江省内はもちろん、隣接する安徽、江西、福建三省への門口に位置し、「我商人が根拠地を杭州に据え着々内地に販路を拡張するには、我専管租界の如きは好位置を占め」、また繭、棉などの原料を買い付けるにも杭州は適している。上海が近いから、そこで間接的に杭州貿易を行うことで足りると考える者がいるが、独自の商業圏を持つ杭州を重視しない訳にはいかないと。次に、航路について、「我大東汽船は、蘇杭、上海の三角航路において優に牛耳を執」っているが、運河の途中に川幅が狭くなっている所があり、また石橋があつて運行に支障をきたしている点はあるものの、その点を改善すれば交通機関として一大発展を見込むことができる。さらに、杭州で起こすべき事業がいくつもあり、例えば絹

糸の原料を現地で買ひ、安い工賃を利用して絹織物業を起こせば、成功は疑いないし、その原料の生産に租界の広大な土地を利用することも考えられると、述べられている。そしてこの報告では、日本租界の発展の条件として、運河に臨む拱宸橋と錢塘江岸にある江干を結ぶ十二里の短距離鐵道の落成に期待を表明している。これまでは、錢塘江を使つて運ばれてきた貨物は江干で陸揚げされて杭州城内に運ばれ、さらに城内から運河を通じて拱宸橋に至るまでに、往々にして二、三日を要し運賃もかなりかかる。しかしこの鐵道が開通すれば、茶や繭などの他、内地の生産物を迅速にかつ安い運賃で拱宸橋まで運ぶことができ、貿易にこの上ない有利な条件をもたらす。そして「各国通商場及び我專管租界は商貨轉運の衝路となり、開港以來十年の夢茲に曙光一閃の時機に近づき来りたるものと謂うべし」とする。ところが、報告にも触れている通り、この鐵道敷設の話が出るたびに「頑固派の為に妨害せら

れ、今日まで其落成を見ざるもの」であり、その後もついに陽の目を見なかつたようである。

以上は、明治三九年の高洲報告の内容であるが、その最後に触れた鐵道敷設による租界発展の期待を極力削ぐとする杭州側の動きは、もう一つあつたようである。その頃杭州と上海をつなぐ滬杭鐵路を建造する計画があり、当初は杭州側の中心駅（終点駅）を艮山門の辺りに造り、さらにそこから支線を拱宸橋までつなげる予定だったが、この計画は人々の反対に遭つた。その理由は、もし計画通りに造れば「杭州の市場や商業は艮山門一帯が中心となり、そこからわずか五キロしか離れていない日本租界も大いに利益を受ける」^③からというものだった。そこで計画は練り直されて、城内の中心地区に終点駅を造ることにし、支線も閘口まで延長させて、この鐵道敷設が拱宸橋に有利にならないように配慮された末に、一九一〇（明治四二）年に開通したのであつた。

さて、一九〇七（明治四〇）年十二月末に調査した「杭州在留邦人の戸口」を見ると、「官公吏」十二名（家族を含む、以下同じ）、「支那傭聘者」二十二名、「売業雑貨」二十名、「樟脳採取業」十名、「菓子業」七名、「内外人被傭人」六名、「農業者商人」三名、「医師」「学生」「看護婦」「洋服職」各一名で、合計で男七十五名、女二十三名の九十八名である。一年余前の高洲報告時とほぼ変わらない数であるが、職業別に書かれている分、杭州に進出してきた日本人の仕事上の特徴をある程度伺うことができる。即ち、「支那傭聘者」の具体的な仕事内容は不明として残し、「官公吏」（領事館員や郵便局員）を除いて、ほとんどが個人営業の零細商人であるという点である。このような特徴は、別に杭州に限らずまたこの時期に限らぬ、中国各地の租界に進出した日本人に共通するものだったように感じられるが、結論は急がないことにしよう。一九〇九（明治四二）年四月、租界に警察署を設置して、署長石原と

巡査石井が赴任した。領事館出張所を置いたことは先の高洲報告にあったが、そこに時折領事館から出かけるのでは不十分であるとの認識が徐々に生まれて、常勤の警察署を置くことになったのであろう。そして、この時点からの経験の積み重ねがあつて、十数年後の大正十二年に警察署と領事館における警察官の任務の分担が明文化されるのである（後に触れる）。

b. 城内での営業、大井巷事件の背景

ところで、一九一〇（明治四二）年二月一五日付で有吉上海総領事が小村外務大臣あてに提出した報告には、杭州における租界経営の困難さがつづられていて注目される。この報告は、有吉が南京、蘇州、杭州と視察して得た感想を記したもので、言わんとするのは次の二点である。その一は、蘇州、杭州は在留邦人の数も少なく（蘇州は百三十人、杭州は六十人を出ない、と言う）、上海に近い点もあつて、「敢（て）領事館存

置の必要なきを認む」。但し、領事館の存在が、在留邦人の生活にとつて「清国官憲若くは人民に対する關係上…多大の利益」になるから撤退させるのもどうか、と言う。つまり杭州（及び蘇州）における在留邦人の現状からすると、領事館を置く必要はないが、少数とはいえそこに住む日本人の為には撤去するわけにはいかないと言つのである。その二は、租界についてだが、「蘇杭兩地における專管居留地還付説すら主張せらるるものある」という実情に触れた上で、しかし蘇州には公園を造つて当地の住民を吸収する案もあり、養蚕製糸工業に展望がないわけではないが、杭州の租界については「経営の望み更にいつそう儻小にして殆ど絶望に近きものあり」と述べている。高洲報告にあつた本邦人として着眼すべき事業が、三年余を経て、その発展はほぼ絶望と嘆じる状況になつたということであるうか、それとも高洲報告が語る展望が現実とかけ離れすぎて実現不可能なものであつたのか。

ところで、上述有吉報告が書かれてほぼひと月後の一九一〇年三月二四日夜に、杭州城内大井巷で煎餅屋兼遊技場を經營する日本人と中国人客との間に生じた喧嘩がもとで、店側が悪いとする周辺住民による示威行動が、同店を含むその辺りの日本人商店への暴行や破壊へと拡大する事件が起こつた。空気銃を撃つて的に当たれば商品として煎餅をもらえろという商売で、的に当たつた、当たらないでもめたことが発端だったが、野次馬は全て中国人客に味方をして店側の二人の日本人を難詰し、警察の保護で二人がその場を離れた後は、その店の戸や商品を壊したばかりか、その近くの日本人經營の店七軒にも押しかけて店内を荒らし、騒ぎの場にいた一人の日本人商店主を袋叩きにしたのである。この事件を仮に大井巷事件として記述を先に進めるが、警察と軍が出動して騒ぎは収まつたものの、その後が続く領事館と杭州当局との外交交渉は、店の破壊と暴行の責任を追及する領事館側と、発端の

喧嘩は日本人の側に非があるとした上で、外国人が城内で店を出すことを禁じているのを無視して日本人がそうしているのがそもその問題だとする杭州当局とで真つ向から対立し、二カ月半の時間を費やしてようやく決着を見たのであった。即ち、店の破壊、暴行についての補償は当局側が払う代わりに、城内に店を出している日本人は全て引き払うとするものだった。こうすることで日本側は、事件の責任を中国側は認めたとし、中国側は、城内での日本人の不当な商行為を中止させたとして、両者共に辛うじて面子の立つ解決策を見出したのだが、その際の日本側の言い分は、別に中国側の主張を認めただけではなく、このままの不穏な状態では商売にならないから、それぞれの商店主の自主的判断で引き上げたただけだ、というものだった。大井巷事件に関する詳細は、拙稿「杭州『大井巷事件』の顛末」⁽⁴⁾に譲るとして、「はじめに」ですで見たとおり、中国側は下関条約締結以後に四港の開港

の仕方に関して交渉した際、租界を設けることに反対する立場をとりその後もその立場を堅持して、日本が租界を維持する限りは日本人及びその他の外国人が城内で店を開くことを認めず、開くのなら租界ないし各南通商場で開けばよいと主張しつづけた。そして、城内に店を開いている外国人には警告を発してやめさせようとした。例えば、開港の翌一八九七年夏にアメリカ商人が店を出した際には、中国政府は条約違反だとしてアメリカ公使にその撤去を要求し、アメリカ公使は「下関条約第六条は同条約によって開放せられたる四個の都市について外国人居留の権利を確保せるに非ずや、と反駁を加えたが、その後、日本政府が該条約を以て杭州及び蘇州において日本租界以外に居住するの権利を日本人に与うるものと見なさず、且つ英国及びその他の外国も外国人は上記の都市において外国人の為に定められたる租界内に営業所を設くべしとする支那側の主張を許容せんとするの形勢あるを知った

為め」⁽⁵⁾ 撤去せざるを得なかつた。また、一九〇九年には複数の国の人が店を開いている状況があつて、杭州当局が実情を調査して該当する国の外交当局にその撤退を申し入れている。その時の調査によると⁽⁶⁾、城内に日本人が十一、イギリス人が二、ドイツ人、フランス人、アメリカ人が各一の店舗ないし事務所を開いていることが分かつた。その内日本人の店を種類別にするると、薬屋が八、煎餅屋が二、それに開業医が一つだったが、医者の場合には他の業種と区別されて営業しても撤去の対象とはされていないので、ここで問題にされたのはあとの十店である。またこの時は経営者が誰かも調査され、日本の十店についてみると、薬屋は三店、煎餅屋は二店とも中国人の名前はなく、つまり実質のみか形式的にも日本人が経営していることが明らかになつた。すでに見たごとく、開港当初は租界以外では営業を認められていないと考へていたはずの日本政府も、いつの頃からか中国側の考へに異を唱

えて日本人の城内進出を擁護する立場に変わり、進出する者からすると領事館の支持の下公然と日本人の名前で店を開くものもいたことになる。他方、杭州当局としては、口先ほどには徹底した実力行使の方針は取らなかつたため、この時も日本を含む該国は申し入れを無視したままに時が経つて、翌年の大井巷事件に至るのである。

当時日本から一旗揚げようとして杭州に涉つた日本人にとつては、租界にいたのでは商売にならないから、隣の通商場に店を出すか、もしくは城内に進出するしかなかつたのだが、大井巷事件を境にして杭州当局や住民からの圧力が強まつて、城内では商売を続けられなくなつて撤退するしかなく、多くは杭州を離れ、わずか二店だけが通商場に移つて仕事を続けた。そして、その後しばらく日本人は城内で商売をすることがないまま日中戦争期にまで至つた。しかし、日本政府は中国側の主張を認めたことはなく、また日本以外の

国の人で城内に店を構えた者は、大井巷事件のような目だつた衝突がなかつたことから居座りを続けたようであり、中華民国になつてからも主張を変えることがなかつた中国側との間で時折外交上の応酬があり、特に日本領事館と杭州当局との間で続いた文書のやり取りは、『杭城係属内地洋商不能雜居与日領交渉案』^⑦と題した一件資料として残されている。この、宣統元（一九〇九）年から中華民国十二（一九二三）年までの文書のやり取りを見ると、日本が杭州に租界を置いたことに執拗にこだわり、それを廃止しない限り城内への進出を認めないのだとする中国側の姿勢に、改めて気づかされるのであるが、このやり取りの詳細については、日本の外交史料館資料と対比しつつ別の機会に論じることにした。

c. 大正期の推移

一九一（明治四四）年十一月に辛亥革命が起こり、

武昌蜂起を皮切りにして各地で革命軍が蜂起した際、杭州城内の住民が多数避難し「土匪蜂起の虞あり」との情報もあつて、日本領事館は浙江巡撫に城内に住む日本人の保護を求めた。さらに、上海の動きが伝わつて戦々恐々となる中、城内の日本人を城外に避難させたという。大井巷事件以後城内には商人はいないはずなので、ここでいう日本人は中国側に雇用されている人や医師、留学生などを指しているであろう。また、城外とは租界と通商場を指すものと思われる。ところで、大井巷事件で減つた商人の数は、簡単には増えなかつたようであり、一九一三（大正二）年における在留者数は四十六人である。「杭州案内」^⑧の記載に従うとその内訳は、領事館三人（家族数は含まない、以下同じ）、郵便局二人、税関（これまでに見た記載の仕方という）、支那傭聘者の一つに当たるの（だろう）一人、薬屋三人（内の二人は大井巷事件までは城内にいた）、貿易業一人、理髪一人、茶店一人で、住む場

所についていえば、領事館の一人（警部）と郵便局員二人は租界におり、領事館の他の二人（領事事務代理と巡查）が西湖畔にいる以外は全て通商場に住んでいたことがわかる。そこで同じ「杭州案内」は、「我商人は此処（通商場を指す―大里）にも發展して居る」と書いているのだが、そのすぐ先には、北隣の租界には警察署と郵便局と汽船会社の一倉庫があるのみで、「広き地面は草茂り水田は蒲生いて好獵場、好觀月の地たる現状」であり、「此居留地を草踏み分けて歩むと学者や商人の名ある人々の誰々所有地と刻した石標が、或は斜に或は倒れて居るのが悲しく遊歴者の眼に止まる」と描写している。しかし、租界に関する否定的な描写はこのときに限ったものではなかった。時間を先に進めるならば、例えば大正六年三月刊の『上海案内』第七版の「杭州案内」には、「交市場としての価値今や疑われつつあり」とか「（租界の）現状を一見し我外交の失敗を頭裡に収める」べきだと書き、昭

和七年刊の『支那及滿州旅行案内』で後藤朝太郎は、ひと頃は十軒足らずの長屋のひと並びがあり、日本人の影も見えていたが、今では全く日本人はいない。「荒地地同様の姿となり……草むらに鳴く秋の虫も、月の夜は日本の心細さを訴えているかのようにひびいている」、何人かの人が事業を起こそうと試みたことがあったが、「今となつてはすべて皆夢物語のようになった」と書いている。

時間を戻す。一九一四（大正三）年十二月末の統計では在留者の数は九十五名にまで増えており、年々増えて一九一七（大正六）年六月末には更に百十五名となつているが、大正七年十二月末には七十七名となり、大正八年六月には六十五名と漸減していった。なぜ大正二年から三年にかけて倍以上に増えたかについては、兩年の統計を比較した限りでは、主には「支那傭聘者」と「機械製造及販売」が増えたことによるのである。後者が増えた理由は不明とするしかないが、

前者については、中華民國に代が移ったことと関連して何種類かの仕事で求人があったということであろうか。大正六年から七年、八年と減つていったことについては原因がはっきりしていて、それは山東問題によつて起つた排日運動と関係がある。即ち、一九一四年に始まつた第一次世界大戦の際日本はドイツに宣戦布告をして、ドイツの租借地だつた青島を攻略し、これを既成事実として一五年一月に二十一カ条要求を出し、五月にそれを袁世凱政権に無理やり認めさせたことが、その後中国人の強烈な反発を生み出したのである。この辺の事情を「杭州居留民誌稿抄」⁽⁹⁾の記述に従つて見ると、一七（大正六）年の六月九日頃から杭州で排日風潮が台頭し始め、「邦人の通行に際して悪口雑言を浴びせるとか、日貨の不買同盟を成すとか、日本人使用の自国人に対し嫌がらせをするとかの様な氣風が、だんだんに出来て来た。此の風潮は漸次増大して来て、大正十二年三月二六日には、領事館や警察

署付近において排日の示威行列をなす迄に至つた」という。そして、日本人の職業中最も多数を占めていた中国側雇用者は次第に解雇されていき、自ら商売を営む者も儲けにならず、かつ嫌がらせに耐えられずにやめていったのであろう。なお、これまでの記述では参照資料に従い「支那傭聘者」と総称してきたが、一六（大正五）年十一月と十八（大正七）年十二月末の統計にはそれを具体的な勤務先ごとに記しているので、参考までに以下に書き出す。大正五年の方は、教師、塩務局協理、税関官吏、染織紋様職、撚糸工で、家族を含めると四十一名に上る。他方大正七年は、教師（資料中では「教習」）、塩務局、税関については五年と重なる職業だが、他には医師と職工（これは五年の「撚糸工」と重なるのかもしれない）であり、家族を含めると十三名となる。この両年間の中国側雇用者の減り方は顕著である。

さて、これまで明治から大正へと知りうる限りで杭

州在留日本人の増減を見てきたが、その統計中に朝鮮人や台湾人の数が登場するのは一七（大正六）年からであり（この年六月末は各一人）、それ以後の統計ではおおよそ日本人、朝鮮人、台湾籍民の別に人数を出し、その合計を在留日本人の総数として記している。統計のみか、ふつうの報告中にも所々に朝鮮人、台湾籍民の動向を記すことが増えてくるのは、日本人の中に組み込んでいるとはいえ、植民地出身者のことが気になるからである。その皮切りとなるのが、二一（大正十）年二月三日付け清野領事事務代理から内田外相あての報告要旨「排日宣伝朝鮮人金健声に関する件」である。大韓民国臨時政府特派員で日本からの独立を主張する人物が、同年一月下旬に福建省から北上して浙江省に入った形跡があり、パスポートは持っていないようなので、同人物を見つけた時は条約にもとづきしかるべく取り締まるよう杭州当局に申し入れたというのがその内容であるが、少数の日本人しかいない

杭州の領事館でさえ中国人や朝鮮人の反日行動に神経をとがらし、その対策を講じなければならない時代の波が押し寄せてきたのである。そして、こうした対策の一つとして具体化したのが、二三（大正十二）年四月から実施した杭州警察署における勤務分担の明文化だった。当時在勤する三人の警察官を二手に分け、署長は租界の警察署において、警察事務を総括し、「巡捕を指揮監督して専管居留地内の治安を維持すると共に同地域内に於ける対支那人事務及自ら専管居留地内並に其の付近居住の本邦人に対する一般警察事務を執り」、他方、巡査は領事館において、城内方面居住邦人に対する一般警察事務を執ると共に、「往来本邦人に対する注意（当地支那旅館に宿泊する邦人一箇年の延人員約三千名なり）」を怠りなくすることだった。先にも触れたが、明治四二年に租界に警察署を設けて以来二手に分かれた取締り体制を執ってきたにもかかわらず、数年来の中国人や朝鮮人の動きに対応する任務

の再確認を迫られたのであつたらう。飛んで二八（昭和三）年五月には、外務大臣の通達により従来雇つてきた中国人巡捕を「在留邦人保護上種々支障あるに付」廃止して、代わりに日本人巡査を補充した。中国人住民の排日行為に対する極度の警戒が、このような措置にも示されている。更に三四（昭和九）年六月には、松村事務代理から広田外相あてに「鮮人関係専任の警察官増員方の件」の要請がなされた。それまでの租界と領事館との分担内容では、大韓臨時政府及び韓国獨立党が杭州に秘密事務所を設けている状況に対応できないので、彼らの内偵捜査をするのに充分な人員を補充したいというのがその理由だった。その結果一名の増員が認められて五名の体制となったが、こうした警察体制の強化は租界を含む杭州への日本人の進出の増大によつてもたらされたものではまತ್ತくなくかつたのである。

時間を大正十三年の時点まで戻す。この年の五月十

日に、従来から「邦人公益に努めてきた」日本人会を改組して杭州居留民会が誕生した。初代理事長は坂部多三郎で、理事は西川音次郎、真鍋甚兵衛、田中政雄、長尾内記、李燦典、劉虞卿の六名だった。この七名中今職業がわかつているのは四名で、坂部は農園経営、西川は藥屋、田中は華通洋行、長尾は写真師で、いずれも通商場内に住んでいた。居留民会の費用としては、租界内で「鮮蘭買入業及出張販売及興業を為す者」から徴収した手数料の他、所得、営業、家屋、土地の四課金を徴収して充てたという。「杭州居留民誌稿抄」^⑩の記載に従うと、所得課金は個人としての所得の多寡によつて十三名が三〇メキシコドルから四〇セントの幅で納めている（大正十三年における数字、以下も同じ）。領事館、郵便局勤務者、中国側雇用者を対象にしていると思われる。また営業課金は、店とか会社を運営している八名が一二〇ドルから四〇ドルの幅で納め、土地、家屋の課金は、その借用する土地、

家屋の大小によってであろうか、家屋の場合は十八名が四十二ドルから一、二ドルの幅で納めている。それらにその他の収入を加えて合計一八五〇ドルが初年度の収入であり、それを教育費、土木費、葬儀場費、衛生費、事務費、予備費として支出したという。また、同年九月には日本人子弟三人のために日本小学校を通商場内に開校した。居留民団が上述の教育費を使ってこの経営に当たったが、なお国庫より三百円の補助があった。ところで同年には江蘇と浙江の軍閥が上海の地盤を争って「江蘇戦争」を起こし、通商場に在住する一同が「万一に対処する為」に自衛方法を協議して、中国人兵士が租界内に侵入しないように拱宸橋の両側に看板を立て、現実には侵入しようとしたら居留民が橋の上で監視し警告することを申し合わせたという。資料中にその後どうなったかの記載がないところを見ると、何事もなかったのだろうか、こうした動きからも、租界は守るべき場所であっても集まって何かをする場

所にはなっていないことを知るのである。

d. 昭和期の推移

さて、一九二六（大正十五）年に始まった北伐戦争が拡大して北伐軍が長江流域に進出すると、この地域に多くの租界や利権を持つ諸列強との衝突が避けられなくなり、翌（昭和二）年一月には漢口と九江のイギリス租界で民衆とイギリス兵との流血事件が起こり、激昂した民衆は両租界を武力で回収し、さらに南京攻略戦においては、日本を含む複数の領事館、住宅、教会が襲われて、英仏米の六人が殺される事件（南京事件）が起こった。蒋介石は謝罪して賠償を約束し、他国が態度を緩和させたのに対して、日本はそれを拒否したことから、中国の対日感情が悪化した。こうした他地の動きが杭州にも影響を与えて、例えば「二十、三十人の子供我租界に入り、邦人家屋に対し投石等を敢行し、また下級遊人等が行路の法人に対

し種々の悪罵を為す等の事実」があり、「排日的空氣濃厚となる虞」があるので、居留民と領事館員全員が四月に引き上げることになり、帰国するか上海の縁者のところに寄寓した。その結果創立三年目の杭州小学校も同年六月に休校となり、以後昭和十二年まで閉鎖されたままだった。それから三年経って、三十（昭和

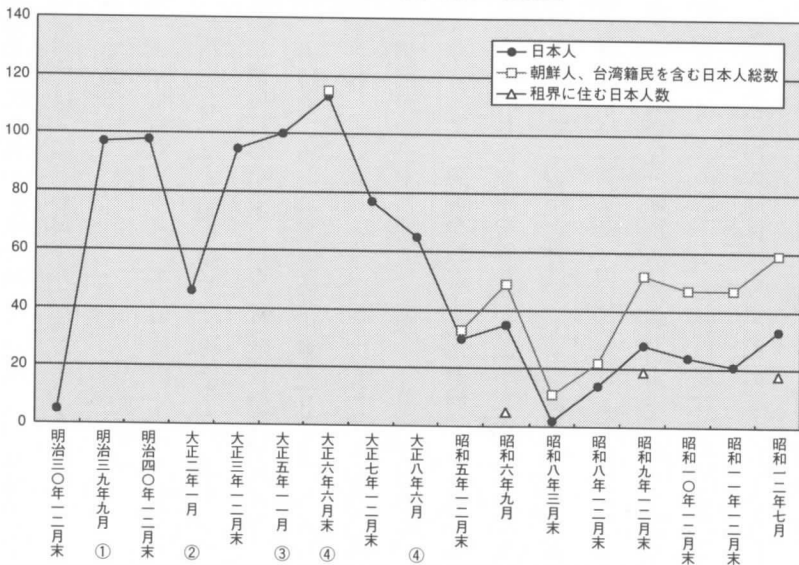
五）年十二月末の調査では、杭州に住む日本人の合計は三十三名（うち台湾籍民が三名、朝鮮人はなし）で、その内租界に住む者五名、通商場は三名で、あとは杭州市街に住んでいる。杭州市街とは、旧城内とその周辺、西湖付近をも含んだ杭州市内の意であろうから、そこに住む二十五名は中国側雇用者に加えて領事館関係者をも含んでいることになる。同年の統計には日本人以外の杭州在留外国人数も載っていて、それによると多い所ではイギリス人の六十九名、アメリカ人の六十七名である。他国人の在留者数の変遷を今明らかでないけれども、従来一番多かったはずの日本人

数が度重なる事件の影響で著しく減つたのを受けて、この時点では二国とも日本人の倍以上の人が滞在しているのである。

翌三二（昭和六）年九月十八日に満州事変が起こると、杭州においても領事館や在留日本人に対する示威運動が連日行われて、日本人商店には買いに来なくなり、当時十三名いた中国側雇用者のうち十二名までが解雇され、更に九月二十三日に開く杭州の市民会議の際、領事館や日本人住宅を襲撃する計画があるとうわさが立つて、急遽全員が上海に避難するか日本に引き上げ、のちに無事を確かめて領事館員は戻つたものの、まもなく（翌年一月に）上海事変が起こると領事館員は南京に避難した。但し、避難したのは日本人のみで、台湾籍民と朝鮮人は依然留まつて彼らの仕事を続けていた。このことを「台湾籍民は二重国籍により、又朝鮮人は民族関係に由るものごとし」と記しているが、まさにその通りであつて、日本籍に入つて

いるものの彼らには彼らの生き方があって、日本人の右往左往に付き合う必要もゆとりもなかったのである。さて、満州事変発生で一時に減った日本人もその後少しずつ増えていった。三三（昭和八）年十二月末には二十二名（日本人は十四名、朝鮮人と台湾籍民各四名）、三五（昭和十）年十二月末には四十七名（日本人は二十四名、朝鮮人が十七名、台湾籍民が六名）、盧溝橋事件が起こる直前の三七（昭和十二）年七月一日には五十九名（日本人は三十三名、朝鮮人が十八名、台湾籍民が八名）となつている。但し、この間の増加にはそれまでになかった傾向がいくつか見られる。一つは、上述のごとく朝鮮人、台湾籍民の数が増えていることである。二つは、日本人の数も増えてはいくが、職業を見るとその大部分を領事館員とりわけ警察官が占めている点である。他の職業は、例えば昭和十年、十一年の統計を見ると、「葉種雑貨商」を営む一名がいるにすぎない。これでは、日本人の増加は排

杭州在住日本人数の変遷



日行動への対策がもたらしたものだといつてもよさそうである。三つに、租界に住む人数が増え、通商場に住む者がいなくなつたという点である。租界に住む数が九年の統計では十九名、十二年の統計では十八名とかつてない多きになつてゐるのは、他でもなく警察官の増加配置がもたらしたものである。他方、通商場には満州事変を機に日本人が少なくなりついにはいなくなつたのは、その治安に不安を感じたからであらうか。ここで、これまでに言及してきた杭州在住の日本人数の変遷を、表の形でまとめることにする。利用した資料は、『外務省警察史』の他、「高洲報告」（表では①と注記）、大正二年刊の『上海案内』中の「杭州案内」（②と注記）、大正六年刊『上海案内』第七版中の「杭州案内」（③と注記）、「杭州居留民誌稿抄」（④と注記）である。なお、『外務省警察史』と「杭州居留民誌抄」では同時期の数字に異同があることがあるが、その場合は前者を採用した。表中●印は日本人数、

△印は朝鮮人、台湾籍民を含む日本人総数、□印は租界に住む日本人数を指す。

以下、『外務省警察史』の記述中、日本租界の現状をやや詳しく述べている部分を引用する。ひとつは、一九三〇（昭和五）年の様子で（「租界全体を）三十八区に分かち十条の道路を構築せり。現在家屋の建築せられるはわずか百十畝に過ぎずしてやや市街の体を成せるは西南隅に位する当警察署及戴生昌、王官全公司、房産公司の建築したる長屋の一区に止まれり。居住者は内地人官吏及使用人の三戸五人、支那人七十九個二百八十六人なり」とあり、もうひとつ、一九三四（昭和九）年は「租借済のものは百六十七畝なるが、各国共同租界（各国通商場のことをいつの頃からか、こう呼ぶようになったらしい—大里）と同じく将来利益予想立たず。租界内の建築物は、東京通、横浜通に十棟の繭行と当警察署及之に並行せる二階建貸長屋と署裏手に桐油を精製する恒徳油棧、

源通汽船倉庫各一、上海日々新聞社長宮地貫の別荘等あり。又其の付近に水田及畑を耕作し居れるは、五、六年迄日本民会に於て農事の試作を為したる跡にして、其の面積十畝内外なり。租界に居住する邦人は我警察官及同家族六名、旅行案内業者一名なり。支那人居住者は六十六戸男八十二名女八十一名計百六十三名にして……」総面積は七百十八畝であるから、いまだ広大なる土地が未使用のままに残されていたのである。居留民団のその後についても言及しておく^(U)。昭和初めからは相次ぐ避難とそれに伴う人の減少で開店休業の状態が続いたが、一九三六（昭和十一）年には五百ドルあまりの収入を得て、租界道路の砂入れ、掃除などをを行った。この年の所得課金負担者は九人で、その内の六人が領事と警察官である。そして翌三七年二月に十年間休校していた小学校を国庫から千円の補助を得て再開するのである。

むすびに代えて

一九三七（昭和十二）年七月七日に起こった盧溝橋事件をきっかけにして日中間の全面戦争へと拡大した際、杭州においても同月三十日から在留日本人の引き上げが始まり、最後に領事館員が八月八日に引き上げから同年十二月二十四日に日本軍が侵攻してくるまでは、日本人が一人もない状態になった。と記載からは読み取れるが、それは記載してほしくないだけのこと

で、七月一日現在十八人いた朝鮮人も、五人いた台湾籍民もおそらくは杭州に留まっていたに違いない。とにかく数ヶ月間ゼロであったという日本人は、「皇軍の入城」や三八（昭和十三）年三月一日の領事館再開のニュースを聞いたあとで、続々と杭州に入り込んだのであった。しかし、盧溝橋事件前と決定的に違うのは、彼らが目指したのは租界や通商場のある杭州ではなく、杭州市内そのものであった点である。日本軍

の侵攻以来、杭州は租界も通商場も含めて日本軍及び再編強化した日本の警察の制圧下にあったので、親日の杭州市政府との間で租界を巡る従来のような対立は起こりようがなく、そもそも日本人は市内に住むことが当然と見なされたのである。三八年十二月末の調査では在留者の数が七百七十八名（うち朝鮮人は三十一名、台湾籍民は十三名）となったが、それまでのように租界と市内に分けた人数の記載はない。おそらく圧倒的多数が市内に住み着いたのであつたらう。彼らの職業も「多彩」となった。人数が二桁のもの（但し家族を含む数字）を上げると、男では「会社、銀行、商店員」「鉄道従業員」「物品販売業」「官公吏」「軍関係者」「飲食店」「郵便電信従業員」等であり、女では「女給」「旅館、飲食店、料理店女中」「酌婦」「芸妓」等である。また少数ながら男の職業として「軍隊慰安所」（四名）がある。更には、華中水電株式会社、華中電氣通信株式会社、華中蚕糸株式会社、華中都市自動車

株式会社、三友紡績株式会社等の国策会社や従来上海に本拠を置いた十数個の大小の株式会社が出張所や支店を置くようになった、という。それまでは進出する力のなかつた会社が、戦争の勢いにあと押しされて動き出したということか。こうして、杭州に乗り込んだ日本人は「杭州居留民誌稿抄」の表現（¹³）を借りれば「昭和十四年末は倍化して千五百名、昭和十五年末は二千三百名、昭和十六年十二月は三千に近いと推定される隆盛ぶりであり、転々今昔の感にたえないものがある」。

ここまで書いてはきたが、しかし日中戦争勃発後の日本人と杭州との関わりを書き継ぐに足る十分な資料を筆者が今持ち合わせていないことを遺憾とする。かつて言及したことのある『浙江文化研究』は、占領下の杭州で一九四一（昭和十六）年三月から四四（昭和十九）八月まで日本人が編集発行した月刊誌で（¹³）、当時のことを知る上での好資料ではあるが、それだけ

では不十分であり資料の新たな発掘が必要である。また、他の地区の租界と同様、日本政府が汪精衛政権に対して杭州の租界を返す儀式を四三（昭和十八）年に執り行ったことは歴史の事実であるが、その前後の租界の状況についてももう少し明らかにする必要があるだろう。これからの課題とする。二〇〇〇年秋、筆者は浙江大学の何揚鳴氏の案内を得て、同僚の孫安石氏と共に杭州の旧日本租界を見学したことがあった。浙江大学から車で二十分程走って拱宸橋に着き、そこでまず大運河に架かった古い石橋の上から租界のあったあたりを遠望し、それから運河沿いの道を北に歩いて各国通商場と日本租界の境に当たる所が今は道路になっていることを確認しながら更に北に歩いていくと、かつての租界は粗末な塀で囲われていて良くは見えないのだが、無理やり隙間から中をのぞくとまばらに小屋や木が見えるだけでまとまった建物はないようであった。そして塀にはこれから住宅用地として開発

する旨の宣伝文句が書き付けてあった。古い橋があってそれが長公橋だとわかったところで右に曲がって川沿いの細い道を進む。そこが租界の北辺で、やはり張り巡らされた塀越しに中をのぞいたのだが、ぼろ倉庫とまばらに生えている木だけである。しばらく歩いて塀が途切れた先には、橋があり最近できたらしい道路が南北に走っていた。どうやらこの道路が租界の東辺に当たるようだ。そこでその道を南に向かって歩くと、そのあたりはさつき通り過ぎた塀で囲まれた一角と違って、まさに開発された直後の風情で高層住宅が建ち並んでいた。そして、荒れるに任せた倉庫跡にしか見えない旧日本租界の敷地に、昔の租界の草茫々を重ね合わせつつ、そこもやがて見事な住宅群に変身するに違いないと思ったのだ。先に引用した文の続きで後藤朝太郎は、杭州の領事館としても「西湖の湖上に客を案内することのみをもって事足りるとせず、ちと拱宸橋の荒れ野原の方へも案内」¹⁴ するように心

がけるべきだと苦言を呈しているが、そうはいってもやはり、日本人にとつての杭州は一貫して、西湖のある杭州であつても、租界のある杭州ではなかつたようである。

(注)

- (1) 金普森、何揚鳴「杭州拱宸橋日租界の幾個問題」『杭州大学学報』一九八九年二月。
- (2) 「杭州通商場及日本租界総図」『清季外交檔案、杭州日本租地劃界訂章案』、台北中央研究院近代史研究所蔵。
- (3) 金普森、何揚鳴「杭州拱宸橋日租界对杭州的影響」『杭州大学学報』一九九二年三月。

- (4) 神奈川大学人文科学研究所編『日中文化論集』所収、勁草書房、二〇〇二年三月。
- (5) 植田捷雄『増補支那租界論』五八頁。
- (6) 「謹將省城内外各區界内洋商店舖及店主經理姓名国籍並開設日期造具清冊呈請憲鑑」『杭城係属内地洋商不能雜居与日領交涉案』、台北中央研究院近代史研究所蔵。
- (7) (6) に同じ。
- (8) 島津長治郎編『上海案内』(大正二年一月刊) 所収。
- (9) (10) 『浙江文化研究』第八号、昭和十六年十月。なお、同文は三回に分けて發表され、その一は第六号(昭和十六年八月)、その二は第八号、その三は第十一号(昭和十七年一月)に載つた。
- (11) (12) 「杭州居留民誌稿抄」『浙江文化研究』第十一号。
- (13) この雜誌について、筆者はかつて『浙江文化研究』初探を書いた(『中国研究月報』一九九四年六月)。その時は第三十六号までの所在しか分からなかつたが、その後第四十二号(昭和十九年八月)までの發行が確認された。
- (14) 『支那及滿州旅行案内』。